

# 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく現地確認等の実施要綱

(平成15年3月28日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「法」という。）に従い、特定建設資材に係る分別解体等が適正に実施されることを確保するために各務原市が実施する、工事現場の現地確認並びにその結果、必要があると認められるときに行う法第43条の規定による立入検査及び法第42条第1項の規定による報告の徴収並びに法第14条の規定に基づく助言又は勧告及び法第15条に基づく命令（以下「現地確認等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(苦情・通報への対応)

第3条 届出のなされた対象建設工事（以下「届出工事」という。）、届出のなされていない対象建設工事（以下「無届工事」という。）又は対象建設工事以外の建設工事に伴い工事現場の近隣住民や官公署等から苦情・通報を受けた場合は、現地確認を行い、必要な措置を講じるものとする。

(パトロール)

第4条 届出工事における分別解体等の実施状況の確認及び無届工事の監視のため、必要に応じて巡回調査（以下「パトロール」という。）を実施するものとする。この場合において、パトロールは関係機関との連携を図り実施するものとし、主に、標識の設置、届出の有無、工事業者の登録、分別解体等の実施状況について調査する。

2 パトロールは、複数の職員で行うものとし、当該パトロールの結果、明らかに適法でないと判断される場合は、法第43条の規定により立入調査を行うものとする。

(現地確認の方法)

第5条 苦情・通報を受けた場合又はパトロール中に必要と認めた場合には、次の事項を現地で確認するものとする。

(1) 対象建設工事に該当するか否かの確認 当該工事が法第9条第1項に規定する対象建設工事に該当するか否かを、目測その他の方法で判断する。ただし、工事

の進捗状況等により対象建設工事であるか判断することが困難である場合は、工事関係者等にその旨を確認する。

(2) 届出の確認 対象建設工事である場合は、届出の有無及びその内容について確認する。当該工事が届出工事であるか不明の場合は、工事関係者等にその旨を確認する。

(3) 標識の確認 工事現場の標識（法第33条及び解体工事業に係る登録等に関する省令（平成13年国土交通省令第92号）第8条の規定に基づく標識をいう。以下同じ。）を確認する。なお、工事業者が、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可業者（以下「建設業者」という。）の場合は、同法第40条及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第25条の規定による標識を確認する。

(立入検査)

第6条 特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するため、法第43条の規定に基づき工事現場の立入検査を実施するときは、必ず複数の職員で行うこととし、その方法は次によるものとする。

(1) 工事業者の確認 工事業者を確認する。特に、当該工事が解体工事であるときは、解体工事業者（法第21条第1項の規定により知事の登録を受けた者をいう。以下同じ。）又は建設業者であって土木工事業、建築工事業若しくはとび・土工工事業のいずれかの区分の許可を得ている者であることを確認する。

(2) 技術管理者等の設置 解体工事業者の場合は、技術管理者（法第31条に規定する技術管理者をいう。以下同じ。）の設置を確認する。なお、建設業者の場合は、主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）の設置を確認する。

(3) 分別解体等の実施状況の適否 工事現場における分別解体等の実施状況の適否は、主に次の項目について行うものとする。

ア 仮設工事の適否

- ・屋根ふき材等の解体に必要な足場等が架けられているか。
- ・その他必要な措置が講じられているか。

イ 分別解体等に必要な作業場所の有無

- ・分別解体等に必要作業場所が確保されているか。確保されていない場合は、それに代わる必要な措置が講じられているか。

ウ 分別解体等の手順の適否

- ・敷地及び建築物内に残存物品等はないか。
- ・工事工程の順序は守られているか。守られていない場合は、その理由は正当なものか。
- ・分別解体等の方法（手作業又は手作業及び機械作業の併用の別）は守られているか。守られていない場合は、その理由は正当なものか。

エ 搬出経路の確保及び周辺道路の状況

- ・特定建設資材廃棄物の搬出がスムーズに行うことができる経路か。

オ 有害物質等の発生抑制の対策等

- ・有害物質等の発生の抑制及び適正処理が行われているか。

2 契約等に係る内容が不適切であるなどの理由で、法第43条の規定に基づき対象建設工事受注者の営業所その他営業に係るのある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査する場合は、必ず複数の職員で行うこととする。

3 立入検査を行う職員は、法第43条第2項の規定に従い身分証明書（様式第1）を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 立入検査の実施には、必要に応じて警察等の協力を求めるものとする。また、他法令に係る事項で疑義がある場合は、速やかに関係機関に連絡するものとする。

5 立入検査を行った職員は、その結果を建設リサイクル法現地検査書（様式第2）に整理し、速やかに所属長に報告しなければならない。なお、届出義務違反及び変更命令違反又は不適正な解体工事その他重大な違反事案にあっては、違反事項及び工事現場で行った指導事項等について所属長と協議するものとする。

（報告の徴収）

第7条 法第42条第1項の規定に基づき対象建設工事の発注者、自主施工者又は対象建設工事受注者（以下「発注者等」という。）に対して、特定建設資材の分別解体等の実施の状況に関し報告を徴収することができる。

（1）報告を徴収する場合 法及び関係政省令の規定に照らして適切さを欠き、以下に掲げる場合には報告を徴収するものとする。

- ・分別解体等が不適正な方法により行われている場合又は行われた場合

- ・ 特定建設資材と他の建設資材とが混合する形で解体工事が施工されている場合又は施工された場合
  - ・ 解体工事業者登録の有無及び技術管理者の選任状況に適切さを欠いている場合
- (2) 報告を徴収する方法 発注者等から対象建設工事の実施の状況及び請負契約の内容等について報告を徴収する場合は、原則として文書又は口頭により出頭を求める方法により行うものとする。
- (3) 報告の徴収の対象 報告は、発注者等に対しそれぞれ以下の事項に関して徴収することができる。

ア 発注者

- ・ 届出等の事実関係の報告（法第12条の規定による説明事項、法第13条の規定による請負契約の内容及び下請契約の内容）

イ 受注者又は自主施工者

- ・ 分別解体等の方法に関する事項（分別解体等の計画）
- ・ 法第13条の規定により交付した書面、講じた措置
- ・ 解体工事業者の登録又は建設業許可の有無（下請負人を含む。）
- ・ 技術管理者又は主任技術者若しくは監理技術者の有無（下請負人を含む。）

（助言又は勧告）

第8条 法第14条の規定に基づき助言又は勧告を行うときは、次の方法により実施する。なお、助言又は勧告は、受注者又は自主施工者の自発的な取組を期待して、一定の行為を求めることである。

- (1) 助言又は勧告の必要があると認める場合 助言又は勧告の必要があると認める場合は、以下に掲げるものが考えられる。
- ・ 分別解体等が不適切な方法により行われているもの
  - ・ 特定建設資材と他の建設資材が混合する形で解体工事が施工されている場合又は施工された場合などで、工事現場での分別解体等の実施が困難となるもの
  - ・ 有害物質等を含む分別解体等で、関係法令に違反するなどその取り扱いが適切さを欠いているもの
- (2) 助言又は勧告の内容 助言又は勧告は、前号に掲げる事例に則し、分別解体等の施工方法及び施工手順等に関するものとする。
- (3) 助言又は勧告の方法 助言又は勧告は、原則として通知書（様式第3）により行うものとする。

(命令)

第9条 法第15条の規定により命令を行うときは、次の方法により実施する。

- (1) 分別解体等の実施をしない正当な理由 分別解体等の実施をしない正当な理由とは、次に掲げる場合が考えられる。
- ・災害時の応急仮設建築物に係る工事である場合
  - ・緊急復旧工事である場合（単なる災害復旧工事は除く。）
  - ・火災により建築物が全焼し、熱等の影響で建設資材の再資源化が不可能となった場合
- (2) 命令の内容 法第15条の規定に基づき、分別解体等の適正な実施を確保するための措置を命ずる。
- (3) 命令の方法 命令は、原則として命令書（様式第4）を手渡しにより交付するものとする。ただし、これにより難しい場合は、配達証明郵便によることができる。
- (4) 命令の解除 命令に従い必要な是正措置が講じられたときは、現地確認等によりその内容を確認のうえ、文書（様式第5）により速やかに命令を解除するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月14日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

様式第1(第6条関係)

身分証明書

法第43条第2項に規定する証明書は、下記様式とする。

(表)

身分証明書		
年 月 日 第 号(使用期間1カ年)		
職 名	氏 名	生 年 月 日

上記の者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第43条第2項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。

各務原市長 印

9.0cm

6.0cm

(裏)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(抜粋)

(立入検査)

第43条 都道府県知事は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、対象建設工場の現場又は対象建設工事受注者の営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(妨害等への罰則)

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1)～(5)略

(6)第43条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(抜粋)

(市町村の長による事務の処理)

第8条 法に規定する都道府県の権限に属する事務であつて、建築主事を置く市町村又は特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るもののうち、次に掲げるものは、当該市町村又は当該特別区の長が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、当該市町村又は当該特別区の長に関する規定として当該市町村又は当該特別区の長に適用があるものとする。

(1)～(5)略

6 法第43条第1項の規定による立入検査に関する事務(特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために必要なものに限る。)

9.0cm

6.0cm

様式第2（第6条関係）

建設リサイクル法現地検査書

(1) 整理番号		(2) 届出の有無 (有・無)	
(3) 検査日時 年 月 日 時			
(4) パトロール等 (パトロール・通報・投書・その他)			
(5) 検査者職氏名 _____ 印			
_____ 印			
(6) 住所等			
	氏名	住所	電話番号
発注者			
受注者			
下請負人			
(7) 現地責任者又は現場で協議した者 氏名 _____ 連絡先 _____			
(8) 技術管理者（主任技術者・監理技術者）の確認 氏名 _____ 連絡先 _____			
(9) 工事の場所	(11) 道路等周辺の状況		
(10) 標識の有無 (有・無)			
(12) 対象物の概要等 ・概要  ・特定建設資材の種類 (コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)			
(13) 現況 ・工程 (0. 未着工、1. 建築設備・内装材等、2. 屋根ふき材、3. 外装材・上部構造部分、4 基礎基礎ぐい、5. 完了)			
(14) 分別解体等の適否 ・仮設工事  ・分別解体等スペースの有無  ・残存物品  ・解体の工程 通常の工程によらない場合の理由 ( )  ・解体の方法 通常の解体方法によらない場合の理由 ( )  ・搬出経路の確保  ・有害物質等の発生抑制対策  ・その他			
(15) 着工日	年 月 日	完了日	年 月 日
(16) 違反事項			
(17) 指導事項 _____			

様式第3（第8条関係）

各務原市指令 第 号  
年 月 日

様

各務原市長 印

分別解体等の適正な実施について（助言・勧告）

（分別解体等の場所）の分別解体等は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）の適正な実施を確保することが必要であるので、同法第14条の規定に基づき、下記一2のとおり措置することを助言・勧告する。

記

1 適正な実施を確保する事項

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 条第 項  
施行規則第 条

2 助言・勧告する措置、期限



様式第4（第9条関係）

各務原市指令 第 号

（住所）  
（氏名）

（分別解体等の場所）の分別解体等は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）の規定に違反しているので、同法第15条の規定に基づき、当該分別解体等の違反を是正するために、下記のとおり措置することを命ずる。

年 月 日

各務原市長 印

記

（教示）

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5（第9条関係）

各務原市指令 第 号

（住所）

（氏名）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）第15条の規定に基づき、平成 年 月 日付 各務原市指令 第 号をもって命じた分別解体等の（ ）については、違反が是正されたものと認めるので命令を解除する。

年 月 日

各務原市長 印